

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>東住吉警察署</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）決裁5件が、納品書の受領日後に行われていた。</p> <p>1 契約名称：自転車修繕                      (1)納品日：平成29年4月5日                      (2)経費支出伺の起案日：平成29年4月26日                      (3)支出額：1,500円</p> <p>2 契約名称：自転車修繕                      (1)納品日：平成29年4月10日                      (2)経費支出伺の起案日：平成29年4月26日                      (3)支出額：1,100円</p> <p>3 契約名称：自動車等の修繕                      (1)納品日：平成29年4月17日                      (2)経費支出伺の起案日：平成29年4月26日                      (3)支出額：540円</p> <p>4 契約名称：自転車修繕                      (1)納品日：平成29年4月22日                      (2)経費支出伺の起案日：平成29年4月26日                      (3)支出額：250円</p> <p>5 契約名称：自動車等の修繕                      (1)納品日：平成29年4月21日                      (2)経費支出伺の起案日：平成29年4月26日                      (3)支出額：972円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】                      (支出負担行為)                      第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】                      第39条関係                      2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。                      (2) 経費支出伺書を作成する時期                      ア 競争入札の方法により契約を締結するもの                      契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき                      イ ア以外のもの                      経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、当該修繕に係る契約は既に行われているものと勘違いしたため経費支出伺の作成が遅れたものである。契約担当者だけでなく、決裁をする者も契約内容の確実な確認を実施するよう周知徹底を図った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月12日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
豊能警察署	<p>経費支出伺（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>「駐在所報償金」に係る経費支出の変更</p> <p>(1) 債権者と支出負担行為額</p> <table border="1" data-bbox="581 642 1469 760"> <thead> <tr> <th>債権者</th> <th>支出負担行為額（変更前）</th> <th>支出負担行為額（変更後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>852,000円</td> <td>847,419円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>—</td> <td>4,581円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 債権者へ報償金を支払う対象となる期間</p> <table border="1" data-bbox="581 926 1469 1043"> <thead> <tr> <th>債権者</th> <th>対象期間（変更前）</th> <th>対象期間（変更後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>H29.4.1～H30.3.31</td> <td>H29.4.1～H30.3.29</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>—</td> <td>H30.3.30～H30.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 変更の経費支出伺の起案日：平成30年4月9日</p> <p>(4) 変更の経費支出伺の決裁日：平成30年4月9日</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>駐在所報償金 駐在所勤務員の配偶者等に対し、駐在所勤務員の行う業務に協力した日数に応じて支給される謝礼金。人事異動等により、月の途中で駐在所勤務員が変わった場合は、前任者と後任者の配偶者等それぞれに対して日割りで支給される。</p> </div>	債権者	支出負担行為額（変更前）	支出負担行為額（変更後）	A	852,000円	847,419円	B	—	4,581円	債権者	対象期間（変更前）	対象期間（変更後）	A	H29.4.1～H30.3.31	H29.4.1～H30.3.29	B	—	H30.3.30～H30.3.31	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの     契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの     経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、当案件の経費支出伺の作成及び決裁が済んでいると思いついていたためであった。</p> <p>人事異動等に伴う必要な事務手続が確実にかつ遅滞することなく行われるよう幹部のチェック体制を再確認するとともに、課員に対して周知徹底を行った。</p>
債権者	支出負担行為額（変更前）	支出負担行為額（変更後）																			
A	852,000円	847,419円																			
B	—	4,581円																			
債権者	対象期間（変更前）	対象期間（変更後）																			
A	H29.4.1～H30.3.31	H29.4.1～H30.3.29																			
B	—	H30.3.30～H30.3.31																			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月7日）